

業務委託等に係る一般競争入札（条件付）の公表事務に関する取扱要領

（目的）

第1条 県が実施する業務委託等に係る入札結果等の公表については、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則8号。以下「財務規則」という。）業務委託等に係る一般競争入札（条件付）実施要領（以下「入札実施要領」という。）その他別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（公表の対象）

第2条 この要領により結果公表等の対象となる業務委託等とは、入札実施要領第2条に規定するものをいう。

（入札結果の公表）

第3条 入札実施要領第13条に規定する入札結果の公表については、次に掲げる事項とする。

- （1）公告日
- （2）業務名
- （3）開札日
- （4）入札の場所
- （5）事業実施課の名称及び所在地
- （6）契約期間
- （7）入札者の商号又は名称及び入札金額
- （8）落札者の商号又は名称及び落札金額

2 前項の結果の公表は、入札執行機関において「入札経過及び結果表」（別紙様式第1号）を閲覧に供するとともに、同項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号及び第8号の事項を「一般競争入札実施結果表」（別紙様式第2号）により、県のホームページに掲載する。

3 公表期間は、入札執行機関における閲覧及び入札執行機関のホームページへの掲載においては、当該入札日の属する年度の翌年度3月31日までとし、県ホームページへの掲載においては、公表した日の翌日から起算して1月を経過する日までとする。

（発注見通しの公表）

第4条 契約担当者は、翌年度当初予算案が議会主要事項として議会常任委員会において協議に付された日以降に、翌年度の4月から6月までの間に発注することが見込まれる業務委託等で、一般競争入札（条件付）を実施することが見込まれるものに係る次に掲げるものの見通しに関する事項（以下「発注見通し」という。）を公表するものとする。

- 一 業務委託等の名称、事業実施課、委託期間及び概要
 - 二 入札を行う時期
- 2 契約担当者は、6月1日、9月1日及び12月1日を目途として、それぞれ7月から9月、10月から12月及び1月から3月までの間の発注見通しを公表するものとする。
 - 3 前2項の規定による公表に係る事項の閲覧に供する期間は、当該公表に係る事項の対象とする期間の未までとし、公表の方法は、「業務委託等に係る一般競争入札(条件付)実施予定」(別紙様式第3号)の、県ホームページへの掲載によるものとする。

(附則)

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

この要領は、平成20年2月1日から施行する。